○北陸地方整備局告示第七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号

北陸地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　富山県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	竹林　正宏

(2)　変更年月日

平成二十五年九月一日

○中部地方整備局告示第百五十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年九月十日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録建築物調査機関の名称

岐阜県建築設計監理協同組合

二　住所

岐阜県岐阜市六条南二丁目十三番二号

三　代表者氏名

代表理事　鈴木　栄嗣

四　登録年月日

平成二十五年八月二十七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

岐阜県建築設計監理協同組合　岐阜県岐阜市六条南二丁目十三番二号

○中国地方整備局告示第百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月十日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号

中国地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

有限会社広島県東部建築確認センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	中山　憲治
変更後	倉谷　朋男

(2)　変更年月日

平成二十五年八月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中山　憲治
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十五年八月一日

○四国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号及び四百四十号　愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四五八番地先から同町大川四五一七番地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月十日

○北海道開発局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
小樽市忍路一丁目一五二番一から同市桃内一丁目九〇番一まで	前	B A 九・〇〇～一四・五六メートル 二〇・五〇～一四八・三〇 二・四七六キロメートル 二・六五七		
	後	B A 九・〇〇～一四七・五六 二〇・五〇～一四八・三〇 二・四七六 二・六五七		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号及び二百二十九号	小樽市桃内一丁目一二一番四から同市桃内一丁目八九番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年九月十日